

広報お知らせ版

編集と発行 ● 鶴田町企画観光課 Tel.22-2111 内線 263

廃校になった小学校を 活用しませんか

《総務課》

管内小学校の統廃合に伴い、令和二年三月で閉校となりました廃校施設の土地、校舎等について、産業の振興、雇用の創出、地域の活性化に寄与するなど、有効的に活用していただける事業者等を対象として、公募型プロポーザル方式により売却します。

詳細については、町ホームページに掲載の募集要領をご覧になるか、担当へ直接お問い合わせください。

●対象施設

旧菖蒲川小学校

●募集要領の配布

令和五年三月一日（水）～三月三十一日（金）

●応募書類の提出

令和五年四月二十四日（月）～五月二日（火）

※公募型プロポーザル

入札方式の一種で、定められた要件に対し、民間事業者が技術提案書と価格を提示。提出された案を自治体が選定し、決定する方式。

●問い合わせ・提出先

総務課 財務班（内線275・276）

鶴田町内の郵便局にてマイナンバーカードの申請受付を実施しています（郵便局職員が申請受付します）

令和5年3月31日（金）までの間（土日祝日を除く）、鶴田郵便局、水元郵便局、胡桃館郵便局において、マイナンバーカードの申請受付を実施しています。

手ぶらでマイナンバーカードの申請ができますので、お近くの郵便局へお気軽にお立ち寄りください。（鶴田町民以外の方も申請できます。マイナンバーカードができましたら、住民登録地の市町村窓口にて本人受取となります。）

- 受付時間 午前9時～午後5時まで
- 問い合わせ先 鶴田郵便局 ☎22-3051
水元郵便局 ☎22-3510
胡桃館郵便局 ☎22-3511



新型コロナウイルス感染症対策について

町民の皆さま方には、感染防止対策にご協力いただきありがとうございます。

—県知事メッセージの内容—

- ◇マスクの適切な着用や手洗い・手指消毒、換気など、場面に応じてしっかりと感染防止対策をとりましょう。
- ◇熱、のどの痛み、せきなどの症状がある場合は、出勤・登校・外出を控えるようにしましょう。
- ◇3月13日からマスク着用を個人の判断に委ねることを基本とするなどの見直しについては、改めてお示しすることとしています。

お互いを守り合う気持ちで、引き続き、ご理解とご協力をお願いします。

農振除外の申請を受け付けます

《産業課》

町では、「農業振興地域の整備に関する法律」に基づき、農業振興地域内に『農用地区域』を設定し、この区域を農業上の用途に供する土地として定めています。

農用地区域内の土地を農用地以外の用途（住宅の建築などに利用する場合、事前に『農振除外（農用地区域からの除外）』の申請をする必要があります。この申請の受け付けは、年二回を予定していて、受け付けの翌月から各関係機関との調整・協議や公告・縦覧などの手続きを経て、認可されるまで約六カ月間を要します。

※国、県等の事業により、除外できない場合もございます。

●受付期間
四月三日（月）
～四月二十八日（金）

●問い合わせ・申込先
産業課 農地班
（内線294）

三月第三日曜日 交通災害共済にマイナンバーカードの交付受付を実施します（完全予約制）

《町民生活課》

現在、マイナンバーカードの交付受付窓口が大変混み合っていることから、左記のとおりマイナンバーカードの臨時交付受付窓口を開設します。希望する方は必ず電話または町民生活課窓口で事前にご予約ください。

（予約は休・祝日を除く平日のみ受付）
※平日及び休日窓口（第二・第四土曜日）は、これまでどおり交付・申請受付を行っています。

●日時
三月十九日（日）
九時～十二時

●交付受付場所
役場町民生活課①・②窓口

●問い合わせ及び予約先
町民生活課くらしの窓口班

☎ 22-2111

交通災害共済（一日一円保険）の加入受付を開始します

《町民生活課》

青森県交通災害共済は、交通事故による被災者を救済するための共済制度です。

日本全国どこで起きた交通事故でも、弔慰金または災害の程度に応じて見舞金をお支払いします。

共済の加入は、随時受け付けをしています。令和五年四月一日以降に受け付けした場合、共済期間は受け付け時から令和六年三月三十一日までとなりますので、ご注意ください。
窓口での加入のほか、町内会や子ども会などで団体加入の取りまとめをしている場合があります。

弔慰金、見舞金の請求期間は交通事故から一年以内となります。

●加入資格
① 鶴田町内の住民基本台帳に記録されている方

② ①の方と生計を一緒にしている方で、就労または修学のため鶴田町外に住所を移している方（県外で就職した場合は加入資格なし）

●会費
一人三五〇円
（途中加入も三五〇円）

●共済期間
四月一日から翌年三月三十一日まで（途中加入は受け付け時から三月三十一日まで）

●問い合わせ・申込先
町民生活課くらしの窓口班
（内線152）

手話奉仕員養成講座について

《町民生活課》

令和五年度手話奉仕員養成講座の受講生を募集します。

聴覚障害者の生活や福祉制度について理解と認識を深め、日常生活に必要な手話を習得します。

●入門課程（初心者向け）

●講座期間・時間
五月十六日から十月三十一日までの毎週火曜日

午後七時～八時三十分

●場所
つがる市生涯学習交流センター「松の館」二階 視聴覚室

●内容
手話実技、講義、交流

●対象
聴覚障害者との交流を希望し、手話を学びたい十六歳以上の方

●定員
十五名

●受講料
無料

※テキスト代実費三、三〇〇円税込

●申込方法
四月十一日（必着）までに往復はがきで申し込んでください。

受講の可否は返信用はがきでお知らせします。

●基礎課程

●講座期間・時間
五月十二日から一月五日までの毎週金曜日
午後七時～八時三十分

●場所
五所川原市中央公民館
二階 第一会議

●内容
手話実技、講義、交流

●対象
入門課程修了者の方

●定員
十二名

●申込方法

四月二十八日（必着）までに
往復はがきで申し込んでく
ださい。

受講の可否は返信用はがき
でお知らせします。

●往復はがきの書き方

① 往信のあて先は、

〒100-3710 六三二一五所
川原市高野字柳田二四五―
一 西北五ろうあ協会手話
対策部

② 「往信」の裏には、受講希望

課程名・氏名・年齢・連絡先
（FAX・メールアドレス、
または携帯電話番号）を必ず
記入

③ 「返信のあて先」は、住所と

氏名を必ず記入。返信の裏は
白紙のままです。

●問い合わせ先

五所川原市役所福祉部福祉政策課

☎ 35-2111

（内線2497）

つがる市役所障害福祉係

☎ 42-2111

（内線241・248）

西北五ろうあ協会手話対策部

（担当：工藤）

FAX 29-2421

鶴の舞橋ガイド 「だんぶりMiKoPaの会」 会員募集中です

本会は、鶴の舞橋を中心にした富士見湖パー
クー帯の観光案内および観光に関する諸業務を
行うことを目的に設立された団体です。ご興味
のある方はご連絡ください。

●応募資格

年齢18歳以上で鶴田町が大好きな方、体力に
自信のある方

●応募期限 随時募集しております

●開催期日

4月10日～11月8日のうち
原則土・日・月曜日・祝日

【JR東日本大人の休日倶楽部パス期間は上
記以外も実施します】

●勤務場所 鶴の舞橋観光施設

●年会費 1,000円

●報酬 原則1日5,000円

【詳細は、問い合わせ先まで】

●応募方法

下記までお気軽にお問い合わせください。

●問い合わせ・申込先

会長 竹浪正顕 ☎090-7660-7386

副会長 花田澄子 ☎090-5834-4020

鶴田町役場 企画観光課 観光班（内線264）

●その他

ガイドのシフトなどについてはご相談に応じ
ます。



3月行事予定

～小学校～

17日(金) 卒業証書授与式

24日(金) 修了式

～中学校～

7日(火) 県立高校入試日

10日(金) 卒業式

17日(金) 県立高校合格発表

24日(金) 修了式・離任式

まちづくりへの提言について

町では、町民の皆さまが町政に対して考えているご意
見・ご要望を受け付けています。

ご意見・ご要望および回答は、広報の誌面に匿名で掲
載いたします。ただし、次の場合は原則として回答いた
しかねます。

- ①町政に関係ないもの
- ②公序良俗に反するもの
- ③苦情または、特定の個人や団体を誹謗中傷するもの
- ④企業などの営利・営業活動を目的とするもの
- ⑤政治・宗教に関するもの

※氏名、住所、電話番号等の記入がないもの、または入
力が不完全なものについては、町政の参考にさせてい
ただきますが、回答いたしかねますのであらかじめご
了承ください。

●ご意見・ご要望の提出方法

・封書またははがき

宛先に、〒038-3595鶴田町大字鶴田字早瀬200番地1
鶴田町役場企画観光課「まちづくりへの提言」係
と明記してください。

・メール

町ホームページのご意見・お問い合わせフォームか
ら、件名に「まちづくりへの提言」と明記してくださ
い。

防災行政無線・“つるりん”ほっとメールの一時停止のお知らせ

防災情報伝達制御システムの更新工事のため、3月16日（木）は、防災行政無線の放送及び“つるりん”ほ
っとメール（登録制メール）の送信が一時停止となります。

なお、工事の進捗状況により停止期間が短くなる場合があります。

停止期間において、地震等の災害が発生した場合は、町ホームページ、緊急速報メールや状況に応じて巡回
する広報車などで災害情報をご確認ください。

町民の皆さまには、大変ご不便をおかけしますが、ご理解ご協力をお願いいたします。

●問い合わせ先 総務課 人事行政班（内線271）

令和5年



町の保健だより



連絡先：健康保険課 健康長寿班（内線 131～136）

◆新型コロナワクチンに関するお知らせ◆

★予約状況に応じ、徐々に日程を縮小させていただく予定です。接種を希望する方は、早めのご予約をお願いします。

オミクロン株対応2価ワクチンによる追加接種【12歳以上】

- ・対象は、初回接種（1・2回目）を完了し、前回の接種日から3か月以上経過した12歳以上の方です。
 - ・令和4年9月30日までに2～4回目接種を終了した方に、接種券を発送しています。
- ※現在、オミクロン株対応2価ワクチンは、1人1回のみ接種できることとされています。3～5回目のいずれかで接種された方は、それ以上接種できません。

小児接種【5～11歳】

- ・小児（5～11歳）を対象とした初回接種（1・2回目）及び追加接種（3回目）は、10月から広域接種（西北五医療圏域）も可能となっています。
- ・町での集団接種は3月に実施する予定です。広域接種で受けられなかった方は、電話でご相談ください。
- ・初回接種（1・2回目）、追加接種（3回目）ともに小児用ファイザー社ワクチンを使用します。
- ・接種を判断する材料として、同封する「厚生労働省新型コロナワクチン接種についてのお知らせ」を参考にしてください。

小児
初回接種
(1・2回目)

- ・現在、平成29年12月31日生まれのお子さんまで接種券を発送しています。1回目接種時点で5歳に到達しているお子さんが対象です。
- ・すでに接種券が届いている方で、これから接種を希望する場合は、電話でご相談ください。

小児
追加接種
(3回目)

- ・2回目接種日から5か月以上経過した小児（5～11歳）が対象です。
- ・令和4年9月までに2回目接種を終了した方には、接種券を発送しています。



乳幼児初回接種【生後6か月～4歳】

- ・11月より、広域接種（西北五医療圏域）を開始しています。
- ・対象の方には、順次接種券を発送しています。日程等の詳細は、同封するチラシをご覧ください。

◎各接種の対象年齢は、接種時点の満年齢です。

◎転入された方や接種券を紛失された方は、お問い合わせください。

◎予約・相談専用電話 **TEL 0173-22-6001**（平日 午前9時～午後4時30分）

現在、電話予約のみ受付しています。（LINE、Webサイトからの予約は受付していませんので、ご了承ください。）

★県が設置しているワクチン接種会場については、県ホームページ「新型コロナウイルスワクチンの接種について-武田社ワクチン（ノババックス）接種のお知らせ-」をご覧ください。

県営ワクチン接種コールセンター TEL 0570-007-811（午前9時～午後6時 土日祝日を除く）

◆新型コロナウイルス感染症対策について◆

《感染について心配な方》

- ・県コールセンター TEL 0120-123-801
- ・厚生労働省電話相談窓口 TEL 0120-565653

《健康面（後遺症含む）・予防方法について心配な方》

- ・県コールセンター TEL 0120-123-801
- ・役場 健康保険課 TEL 22-2111

介護予防事業 ※詳細は別紙チラシをご覧ください。

からだ すっきり! さっぱり! 健康運動教室

★開催日：3月13日（月）、3月16日（木）

★場所：役場 国際交流会館ホール ★時間：午前10時～11時（受付9時30分～10時）

※内履き（運動靴等）を持参してください。タイツやストッキング等の着用はお控えください。



「傾聴サロン」でほっこり、すっきりしませんか

鶴田町傾聴ボランティア「つるりんの会」が、あなたのお話をじっくりと聴きます。安心してお越しください。

★日時：3月6日（月）、3月20日（月）午後1時～3時 ★場所：鶴遊館 栄養指導室



発熱や咳などの風邪症状、だるさ（体調不良）がある場合は、各種行事への参加を控えてくださるようお願いいたします。また、来場する際はマスクの着用にご協力をお願いします。

☆3月1日～3月8日 女性の健康週間

☆3月1日～3月31日 自殺対策強化月間